

船橋市 Web 口座振替受付サービス事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市口座振替収納事務取扱規則第6条第3項に規定する市税等の口座振替で市長が必要があると認めるもののうち、Web 口座振替受付サービス（以下「本サービス」という。）により預金口座振替の受付事務を行う場合の事務取扱に関し、必要な事項を定める。

(対象となる市税等)

第2条 本サービスの対象となる市税等は次のとおりとする。

- (1) 市民税及び県民税(特別徴収分を除く。)
- (2) 固定資産税及び都市計画税
- (3) 軽自動車税（種別割）
- (4) 国民健康保険料(特別徴収分を除く。以下同じ。)
- (5) 後期高齢者医療保険料(特別徴収分を除く。)
- (6) 保育料(児童福祉費負担金)
- (7) 霊園管理料
- (8) 市営住宅の住宅使用料、実費徴収金及び駐車場使用料
- (9) し尿収集手数料
- (10) 下水道受益者負担金
- (11) 水洗便所化改造工事資金貸付金償還金
- (12) 介護保険料(特別徴収分を除く。)
- (13) 放課後ルーム児童育成料
- (14) 母子父子寡婦福祉資金償還金(利子分を含む。)
- (15) 学校給食費実費徴収金
- (16) 市立保育園副食費実費徴収金

(事務手続)

第3条 本サービスは、利用者が口座振替の利用申込みに係る受付から承諾までをインターネットを経由し、本サービスの利用対象金融機関あてに申し込むものとする。

- 2 利用対象金融機関及び本サービスの委託業者は、第1項の規定により本サービスによって申込み手続きがあった利用者に対し、口座振替を承諾したときは、口座情報及び受付結果等の引継ぎ情報を船橋市に送信する。
- 3 本サービスにおいては、利用者からの預金口座振替依頼書の提出を受けないものとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。